

- 項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から経済産業省令で定める期間内に、
経済産業省令で定めるところにより、求めなければならない。
- 2 特許庁長官は、指定特定手続が前項の規定による方式に違反しているとき又はその手続について、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる。
- 3 特許庁長官は、前項の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相当の期間を指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続を却下することができる。
- (書面に記載された事項のファイルへの記録等)
- 第八条** 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続等」という。）が書面又は電子情報処理組織を使用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）により行われたときは、指定特定手続等にては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にては当該書面に記載され、又は当該電磁的記録に記録された事項を、経済産業省令で定めるところにより、それぞれファイルに記録しなければならない。
- 2 書面又は電磁的記録により行われた指定特定手続等について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載され、又は同項の電磁的記録に記録された事項と同一であると推定する。
- 3 特許庁長官は、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載され、又は同項の電磁的記録に記録された事項と同一であることを知つたときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。
- 4 何人も、第二項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載され、又は同項の電磁的記録に記録された事項と同一でないことを知つたときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる。
- 5 特許庁長官は、特定処分等が文書をもつて行われたときは、当該文書に記載された事項を、經濟産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。
- (登録情報処理機関)
- 第九条** 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録（第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）、編集若しくはこれらに類する処理（以下「情報処理業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。特許庁長官は、前項の規定により登録情報処理機関に情報処理業務を行わせることとしたときは、当該情報処理業務を行わないものとする。
- 2 第一項の規定により、登録情報処理機関が第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「特許庁長官に対し」とあるのは、「登録情報処理機関に対し」とする。
- 3 (ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等)
- 第十一条** 特許庁長官、審判長又は審査官が手続に係る書面の副本又は处分に係る文書の謄本の送達等を行うものとして規定した特許等関係法令の規定の適用については、その手続又はその处分についてファイルに記録されている事項を記載した書類は、当該書面の副本又は当該文書の謄本とみなす。
- 2 特許庁長官又は審判長は、手続に係る書面の副本の送達等に代えて、当該手続をする者の承諾を得て、当該書面の副本に記載すべき事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法であつて、経済産業省令で定めるものをいう。第二十

四条第二項第四号において同じ。）により提供することができる。この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該書面の副本の送達等を行つたものとみなす。

(ファイルに記録されている事項等の縦覧)

- 2 第四十九条第一号の規定による方式に違反して、当該手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続を却下することができる。
- 3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべき手数料を納付しないときは、相当の期間を指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続を却下することができる。

(書面に記載された事項のファイルへの記録等)

- 第十二条** 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求することができる。ただし、国際出願法第二条に規定する国際出願をいう。（以下同じ。）に係る事項については、この限りでない。
- 1 ファイルに記録されている事項（経済産業省令で定める手続に係る事項に限る。）
- 2 特許法第二十七条第一項の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項（同法第六十条の十九において読み替えて適用する場合を含む。）の意匠原簿又は商標法第七十一条第一項（同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）の商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項であつて経済産業省令で定めるもの
- 3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（これらの規定を実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。
- 4 ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
- 5 ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七条）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。
- 6 (磁気ディスク等による公報の発行)
- 第十三条** 特許法第一百九十三条の特許公報、実用新案法第五十三条の実用新案公報、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第七十五条の商標公報（以下この条において「特許公報等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて発行することができる。
- 2 特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して送信し、これを当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によりすることができる。
- 3 前項に規定する方法による特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報を提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に特許庁の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

第三章 予納による納付

- 第十四条** 特許法第一百七条第一項の特許料若しくは同法第一百十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第一百九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは国際出願

法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納付しようとする者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、当該特許料等又は手数料を予納することができる。

前項の規定による予納は、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

第一項の規定による届出（以下「予納届」という。）をした者が同項の規定による予納又は次条第一項若しくは第二項の規定による申出をしない期間が継続して四年に達したときは、当該予納届は、その効力を失う。

予納届をした者について相続又は合併があつた場合におけるその者のこの章の規定による地位の承継については、第四十一条第二項において準用する特許法第二十条の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

第十五条 前条第一項の規定により予納をした者（以下「予納者」という。）が、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続に際し、経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者に係る予納額（同項の規定により予納した額からこの項の規定により納付されたものとみなされた特許料等若しくは手数料の額を控除し、又は次項の規定による返還すべき額に相当する金額を加算したときは、当該控除又は加算をした後の額。以下この条において同じ。）の範囲内において、当該手続に係る特許料等又は手数料が納付されたものとみなす。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失つた後は、この限りでない。

特許庁長官は、前項の規定により手続に係る申出をした者（以下「申出者」という。）が、特許等関係法令の規定による当該特許料等又は手数料の返還の請求に際し、経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その申出者が予納した予納額に、返還すべき額に相当する金額を加算することをもつて当該返還に代えるものとする。

予納者が予納した予納額に残余に相当する額があるときは、当該残余に相当する額は、当該予納者の請求により返還する。

前項の規定による残余に相当する額の返還は、特許庁長官から当該予納者のした予納届がその効力を失つた旨の通知を受けた日から六月を経過した後は、請求することができない。

（口座振替による納付）

第十五条の二 特許料等又は手数料を現金をもつて納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出しによる納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（次項及び第十六条において「口座振替による納付」という。）を希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があつた場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

前項に定めるもののほか、口座振替による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十五条の三 特許料等又は手数料を現金をもつて納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を立替えて納めることが特許料等又は手数料を立替えて納付する者から、当該特許料等又は手数料を立替えて納付する事務を適正かつ確實に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの（次項及び次条において「指定立替納付者」という。）をして当該特許料等又は手数料を立替えて納付させることを希望する旨の申出があつた場合には、その申出を受けることができる。

前項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十六条 第十四条から前条までの規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは、「予納をした代理人であつて本人のために申出をする者」と、同条第二項中「申出をした者（以下「申出者」という。）」があるのは、「申出をした者（以下「申出者」という。）が本人のために手続に係る申出をした代理人である場合において、本人が」と、第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。

第四章 登録情報処理機関

第一节 登録情報処理機関

（登録）

第十七条 第九条第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、情報処理業務を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。

一 特許等関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の基準）

第十九条 特許庁長官は、第十七条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「情報処理機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 電子計算機及び情報処理業務に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。第三十七条规定第二号において同じ。）を有すること。

二 情報処理機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社の子会社（当該他の株式会社がその総株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）の議決権の過半数を有する株式会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。）であること。

ロ 情報処理機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第三十七条第一項第三号ロにおいて同じ。）にあっては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

（登録の更新）

第九条第一項の登録は、情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地

第十九条の二 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

二 前項の規定は、前項の登録の更新に準用する。

(情報処理業務の実施義務)

第二十条 登録情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その情報処理業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十一条 登録情報処理機関は、その名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、特許庁長官に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十二条 登録情報処理機関は、情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、特許庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十三条 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

第二十四条 特許庁長官は、第一項の認可をした業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適当となつたと認めるとときは、登録情報処理機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。(業務の休廃止)

第二十五条 登録情報処理機関は、特許庁長官の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十六条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十五条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならぬ。

第二十七条 指定特定手続等を行つた者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機関の定めた方法により表示したもののが閲覧又は譲写の請求

第二十八条 財務諸表等が電磁的記録で作成された事項を、経済産業省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は譲写の請求

第二十九条 前号の電磁的記録の費用を支払わなければならぬ。

第二十条 財務諸表等が抄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第二十一条 前号の書類の謄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第二十二条 前号の書類の謄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第二十三条 前号の書類の謄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第二十四条 前号の書類の謄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第二十五条 前号の書類の謄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第二十六条 前号の書類の謄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第二十七条 前号の書類の謄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第二十八条 前号の書類の謄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第二十九条 前号の書類の謄本又は抄本の請求による請求の交付の請求

第三十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三十一条 特許庁長官は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 この節の規定に違反したとき。
二 第十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 第二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき。
四 第二十二条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により登録を受けたとき。
(帳簿の記載)

第三十二条 登録情報処理機関は、帳簿を備え、情報処理業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第三十三条 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第三十四条 登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第三十五条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第三十六条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第三十七条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第三十八条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第三十九条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第四十条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第四十一条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第四十二条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第四十三条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第四十四条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第四十五条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第四十六条 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(改善命令)

第三十七条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、その登録を他の情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこととは情報処理業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録を特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第三十九条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十三条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十一条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十二条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十六条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十三条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十四条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十五条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十九条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十六条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十七条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第四十九条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十四条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十一条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十二条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十六条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十三条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十四条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十五条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第三十九条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十六条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十七条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第五十九条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十三条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十四条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十一条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十二条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十六条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十三条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十四条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十五条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第四十九条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十六条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十七条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第六十九条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十三条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十四条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十一条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十二条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十六条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十三条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十四条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十五条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第五十九条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十六条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第六十条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十七条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第六十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第六十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第七十九条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第六十三条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

第八十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第六十四条の規定に違反していると認めるときは、その登録を

関するものであつて政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

2 前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

（登録の基準）

第三十七条 特許庁長官は、前条第一項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

（調査機関登録申請者）この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大

学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であつて、科学技術に関する事務（研究を含む。）に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める同一の割合が二分の一を超えていること。

2 前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者が調査業務を行う区分

三 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地

四 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（調査業務の実施義務等）

第三十八条 登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 登録調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一項第一号に規定する者（以下「調査業務実施者」という。）に実施させなければならない。

（準用）

第三十九条 第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五号を除く。）及び第三十五条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条」と、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項、第二十三條、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一條第一項、第三十四条並びに第三十五条の「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十四条第二項中「指定特定手続等を行つた者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十八条中「第十九条第一項各号」とあるのは「第三十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

第三節 特定登録調査機関

（先行技術調査業務）

第三十九条の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて政令で定めるものをを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務（以下「先行技術調査業務」という。）を行うことができる。

第三十九条の三 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者（以下「特定登録調査機関」という。）が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減することができる。

（登録）

第三十九条の四 第三十条の二の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務を行おうとする者の申請により行う。

第三十九条の五 特許庁長官は、前条の規定により登録の申請をした者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けている者は、第三十九条の二の登録をしなければならない。この場合において、同条の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2 第三十条の二の登録は、特定登録調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分

四 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

（先行技術調査業務の実施義務等）

第三十九条の六 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、その先行技術調査業務を行わなければならぬ。

2 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない。

（先行技術調査業務規程）

第三十九条の七 特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関する規程（以下「先行技術調査業務規程」という。）を定め、先行技術調査業務の開始前に、特許庁長官に届け出なければならない。

2 このを変更しようとするときも、同様とする。

（先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

第三十九条の八 特定登録調査機関は、先行技術調査業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第三十九条の九 特許庁長官は、特定登録調査機関が第三十九条の二の登録を受けた区分について第三十九条において準用する第三十条の規定により登録調査機関の登録を取り消されたときは、その第三十九条の二の登録を取り消さなければならない。

2 特許庁長官は、特定登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その第三十九条の「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十四条第二項中「指定特定手続等を行つた者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十八条中「第十九条第一項各号」とあるのは「第三十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

（この節の規定に違反したとき）

2 第三十条の十一において準用する第十八条第三号に該当するに至つたとき。

第一条 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中特許法第七百七条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定（同表第六号中「請求公告に係る異議の申立てを含む。」）を削る部分及び同表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に一号を加える部分を除く。）、第二条の規定、第四条の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、第五条の規定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、次条第三項並びに附則第三条、第六条から第十条まで及び第十七条の規定は、平成五年七月一日から施行する。
(第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（次条第一項に規定する実用新案登録出願を除く。）又はこの法律の施行前に既に実用新案登録出願に係る実用新案登録出願（次条第一項に規定する実用新案登録出願を除く。）を提出した者は、

（第三条第一項中「通商産業省令」を除く）の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」）、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）、附則第十二条の規定による改正前の弁理士法（大正十年法律第二百四号）、附則第十二条の規定による改正前の輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第六百六号）、旧特許法、第四条の規定による改正前の意匠法及び附則第十五条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）。以下の項において「旧特例法」という。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧実用新案法第五十五条第五項並びに旧特例法第六条第三項、第七条第一項及び第八条第一項中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

旅行に關し必要な経費を算定するに當りて是の額を定める
附則 (平成五年一月一二日法律第八九号)抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（施行期日）

第二条 (諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)
この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条规定

に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執

るべきことの詰問その他の求めがされた場合においては、当該詰問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

(罰則に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(徳聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分によるものに限る）によつては、これら三者より各自の意見を聞き取つて記録する。

は依るものも除く、又はこれらとのための手続は、この法律による改正後の関係法律の専門規定により行われたものとみなす。

(施行期日) 附則 (平成六年一二月一四日法律第一一六号) 抄

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略

二 第二条の規定、第三条中実用新案法第三条の二第一項の改正規定（出願公告）を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る）、同法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定、同法第四十五条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同法第五十条の二の改正規定（第一百七十四条第二項）を「第一百七十四条第三項」に、「第一百九十三条第二項第五号」を「第一百九十三条第二項第四号」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第二項の改正規定並びに同法第六十二条の改正規定（第一百七十四条第二項）を「第一百七十四条第三項」に改める部分に限る。）、第四条中意匠法第十三条第三項、第十九条、第五十八条、第六十八条第一項及び第七十五条の改正規定、第六条の規定、第七条中弁理士法第五条の改正規定並びに附則第八条、第九条、第十条第二項、第十七条及び第十九条の規定 平成八年一月一日

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成八年六月一二日法律第六八号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中商標法第四十条第四項及び第七十六条第四項にただし書を加える改正規定、第二条中特許法第一百七条第三項、第一百十二条第三項及び第一百九十五条第五項にただし書を加える改正規定、第三条中实用新案法第三十一条第三項、第三十三条第三項及び第五十四条第四項にただし書を加える改正規定、第四条中意匠法第四十二条第四項、第四十四条第三項及び第六十七条第四項にただし書を加える改正規定、第五条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項にただし書を加える改正規定並びに附則第二十七条の規定 平成八年十月一日（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成八年六月二六日法律第一一〇号） 抄
(施行期日)

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

略

二 第三十条中特許法第十条の改正規定、第三十二条中实用新案法第二条の五第二項の改正規定、第三十三条中意匠法第六十八条第二項の改正規定、第三十四条中商標法第七十七条第二項、附則第二十七条第二項及び附則第三十条の改正規定並びに第五十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条第二項の改正規定 平成十年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一〇年五月六日法律第五一号） 抄
(施行期日)

この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

略

二 第三十条中特許法第十条の改正規定、第三十二条中实用新案法第二条の五第二項の改正規定、第三十三条中意匠法第六十八条第二項の改正規定、第三十四条中商標法第七十七条第二項、附則第二十七条第二項及び附則第三十条の改正規定並びに第五十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条第二項の改正規定 平成十年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

二 第一条中特許法第一百七条の改正規定（同条第一項の表の改正規定を除く。）及び同法第一百九条

改正規定を除く。)、第四条の規定、第五条中商標法第四十条、第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項の改正規定並びに同法第七十六条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定並びに次条第二項、附則第三条第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、附則第十四条中商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)附則第十五条第二項の改正規定並びに附則第八条の規定 平成十一年四月一日

三 第六条中工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第二条第一項及び第三項、第五条第五項、第十三条、第十三条第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、附則第十四条中商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)附則第十五条第二項の改正規定並びに附則第十四条第五項の改正規定 平成十二年一月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令で定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第六条中工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第十二条第一項第二号の改正規定

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(施行期日)

第一条 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条、第十二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一一年五月一四日法律第四一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第六条中工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第十二条第一項第二号の改正規定

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(施行期日)

第一条 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条、第十二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一一年五月一四日法律第四一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、以下の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、以下の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成一四年一二月一三日法律第一五二號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)以下「情報公開法」という。の施行の日から施行する。

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)以下「情報公開法」という。の施行の日から施行する。

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、以下の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、以下の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

八 第六十六条中工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第二条第一項、第三条から第八条まで、第十二条、第十三条、第十三条第二項、第五条及び第十四条の改正規定 この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年五月二三日法律第四七號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第七条、第九百九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第四十条の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十二条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日

(工業所有権に関する手續等の特例に関する法律の改正に伴う経過措置)

第七条 一部施行日前にした特許出願(一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。)、実用新案登録出願(一部施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く。)、意匠登録出願(一部施行日前の意匠登録出願の分割等に係る意匠登録出願を除く。)、商標登録出願(一部施行日前の商標登録出願の分割等に係る商標登録出願を除く。)、商標権の存続期間の更新登録の申請、防護標章登録出願(一部施行日前の防護標章登録出願の分割等に係る防護標章登録出願を除く。)、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び平成八年商标法改正法附則第十一項に規定する重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願に係る第六条の規定による改正後の工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第四十条第一項に規定する手数料に係る同条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国」、特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下この条において「平成十五年改正法」という。)第一条の規定による改正前の意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人(当該手数料が特許に関するものである場合におけるものに限る。)、平成十五年改正法第二条の規定による改正前の同条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国」、特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下この条において「平成十五年改正法」という。)第一条の規定による改正前の意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人(当該手数料が特許に関するものである場合におけるものに限る。)又は平成十五年改正法第四条の規定による改正前の商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人(当該手数料が商標登録に関するものである場合におけるものに限る。)ととする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(施行期日)
(経過措置の原則)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起するものについては、この法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することとができるとされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年五月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月三一日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一) 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日

(四) 第三条中特許法第七百七条第三項の改正規定、第七百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第七百十一条第一項及び第六項の改正規定、第七百九十五条第六項の改正規定並びに第七百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五

条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る）、第四十五条、第五十六条、第六条、第七条（第三項を除く）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第百二十九条の改正規定（戸籍の下に「正本及び」を加える部分を除く）に限る）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第三十五条の改正規定（二条例を含む）を削る部分に限る）を除く）、第五十六条、第五十八条（第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日 (罰則に関する経過措置)

第五十七条 この附則第一号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月二一日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一) 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第百十二条第二項及び第四項から第六項までの改正規定、同法第百四十五条に「一項を加える改正規定並びに同法第百五十一条の改正規定、第二条中実用新案法第三十三条第二項、第四項及び第五項の改正規定、第三条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第四十四条第二項及び第四項の改正規定、同法第六十条の七の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第六十条の十一第一項の改正規定、同法第六十条の十二の次に一項を加える改正規定並びに同法第六十条の二十一第一項の改正規定〔「ジユネーブ改正協定第一条（x v i i）に規定する」及び「（次項において「国際事務局」といいう。）を削る部分に限る。〕、第四条中商標法第四十一条の二第六項の改正規定、同法第四十三条第一項から第三項までの改正規定、同法第四十三条の六第二項の改正規定及び同法第六十八条の十六第一項の改正規定、第六条の規定〔工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第五十五条の三第一項の改正規定を除く。〕並びに次条第七項並びに附則第三条第五項、第四条第四項及び第六項、第五条第四項及び第五項並びに第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔工業所有権に関する手續等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第六条 第六条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の工業所有権に関する手續等の特例に関する法律（以下この条において「第三号改正前特例法」という。）第十四条第一項及び第二項本文並びに第十六条（第三号改正前特例法第十四条第一項及び第二項本文に係る部分に限る。）の規定は、第三号施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

2 第三号改正前特例法第十四条第一項及び第二項本文（第三号改正前特例法第十六条において準用する場合を含む。）の規定並びに前項の規定によりなおその効力を有するものとされるこれらの規定により予納をした場合については、第三号改正前特例法第十四条第三項及び第四項、第十五条並びに第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第十四条から前条まで」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第六条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十四条第三項及び第四項並びに第十五条」と、「予納」と、「第十五条第一項」とあるのは「同条第一項」と、「第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替える」とあるのは「読み替える」とする。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一四日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中特許法第百八十四条の九第五項の改正規定、同法第百八十六条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第百九十二条第一項及び第二項の改正規定、第三条中実用新案法第五十五条の改正規定、同法第百九十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第百九十二条第一項の改正規定、第四条中意匠法第六十三条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中特許法第四十三条第二項から第九項までの改正規定、同法第四十四条第四項の改正規定及び同法第六十四条の二第一項第二号の改正規定、第三条中実用新案法第十条第八項の改正規定、第四条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第十条の二第三項の改正規定及び同法第六十条の七第一項の改正規定、第五条中商標法第二条第三項第七号の改正規定、同法第十条第三項の改正規定、同法第十三条第一項の改正規定、同法第六十八条の二に一項を加える改正規定、同法第六十八条の三第一項の改正規定、同法第六十八条の十六第一項の改正規定及び同法第七十六条第一項第三号の改正規定、第六条中工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第八条第一項から第四項までの改正規定、同法第十条に一項を加える改正規定並びに同法第二十四条第一項及び第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六条中工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第五条の改正規定及び同条の次に一項を加える改正規定並びに附則第六条第一項の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第五条第一項に規定する特定通知等を受けようとする者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）前においても、同項ただし書の規定の例により、届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、同項ただし書の規定による届出とみなす。

2 第三号施行日が民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日前である場合には、同法附則第七十二条中「第五条第五項」とあるのは、「第五条第六項」とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。